

中部地区行政振興協議会からの令和7年度 県政に対する要望への回答

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
1-1 鳥取県立美術館整備に伴う地域の取組への協力及び積極的な関与について 【倉吉市】	継続	県	<p>令和7年3月の県立美術館オープンに向けて、万全の体制で望めるよう、観光振興、商業振興、地域振興等における課題に対する対策を講じるとともに、相乗効果、波及効果を最大限発揮できるよう、中部地区の地域活動に合わせた県の各所管部署の積極的な関与をお願いします。具体的には、開館時やイベント開催時における駐車場不足に対する対策の検討、相乗効果を高めるための周辺観光施設や宿泊施設への誘導の検討、県立美術館の夜間照明を活用したナイトタイムエコノミーの検討、倉吉駅に県立美術館の玄関口としてふさわしい演出の設置、開館に向けたポスター及びのぼりの中部地区への重点配布をお願いします。</p> <p>中部地区だけでなく、鳥取県の東・西部の経済団体及び自治体を巻き込んだ県民の協力体制の構築をお願いします。</p>	<p>県立美術館の開館に向けて文化や観光の振興と一体的に進めていくため、今年度から教育委員会から知事部局の地域社会振興部へ移管し、福祉×アートなど新しい課題にも関係課が諸課題を共有し取り組んでいるところです。</p> <p>4月7日には、開館前後の活用、ならびに文化芸術と経済の振興や広範囲からの誘客など活性化へ繋げるための協議組織「鳥取県立美術館活用推進協議会」を県・倉吉市・関係者をもって設立し、地元市町や関係機関・団体等の方々に協力をいただきながら、誘客やナイトエコノミーなどの課題に対応していきます。駐車場対策については、臨時的駐車場を確保するほか、倉吉市で検討されるループバスなどを応援できるよう調整していきます。</p> <p>さらに、PFI事業者と一体となって、中部地区だけでなく東部、西部でもPRイベントを計画するなど県全体を巻き込みながら、多くの県民が美術館に関心を持っていただけるような取組に努めてまいります。</p>	地域社会振興部 (美術館)
1-2 東郷湖羽合臨海公園・県道倉吉東郷自転車道線の周辺整備について 【湯梨浜町】	継続	県	<p>「鳥取うみなみロード」の一部として、サイクリングコースからの景観を改善するため、陸域の公園区域も含め、池側の眺望を阻害する雑木を伐採するなどの整備をお願いします。</p> <p>公園内コースを案内する表示、看板等整備いただくよう要望します。</p>	<p>新川池周辺を含め、公園区域内の景観を阻害している雑木等については、景観が確保されるよう地元の意見も伺いながら伐採等を実施してきたところです。</p> <p>なお、「東郷湖羽合臨海公園パークビジョン」(令和5年7月策定)においても、東郷池の眺望の確保を目的とした樹木や植栽等の適正な維持管理及びサイクリングや散策に快適な環境整備を行っていくこととしており、引き続き、景観に配慮しながら、公園区域内の雑木の伐採等を行ってまいります。</p> <p>また、倉吉東郷自転車道の整備を令和4年度から3か年計画で進めており、昨年度、観光スポットや飲食施設などの情報を記載したコース案内看板を長瀬公園ほか計2か所に新たに整備しました。今年度、はわい長瀬公園～倉吉市石塚間の路面舗装や路面案内表示等の修繕が完了する見込みです。</p>	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課) 生活環境部 (まちづくり課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
1-3 大阪・関西万博を見据えた観光誘客の推進に係る継続支援について 【三朝町】 ◀重点要望項目▶	新規	県	大阪・関西万博を見据えた、国内を中心とする観光誘客とこれを契機とした海外からの旅行客の誘客について、鳥取県への誘客の取組を継続していただくとともに市町村が取り組むこれらの観光誘客事業において引き続き支援をお願いします。	令和7年4月に開幕する大阪・関西万博には、関西パビリオン・鳥取県ゾーンを出展。世界に誇る「まんが王国とっとり」や「鳥取無限砂丘」で本県の魅力を発信し、本県への観光誘客につなげていくこととしています。 また、鳥取県全体を万博のサテライト会場と位置つけた「とっとりリアル・パビリオン」を7月19日にオープンしました。公式ホームページには、各市町村の体験・食・催事など200を超えるコンテンツを掲載し、SNSやメディア、キャンペーン等により強力で発信するほか、国内外の旅行会社に旅行商品造成を積極的に働きかけ、国内外からの観光誘客を図ることとしています。 なお、これまでも宿泊施設の魅力アップや外国人観光客の受入環境整備など地元の誘客促進の取組みを支援してきましたが、万博開催に向けて食や観光コンテンツのさらなる磨き上げを図るため、新たな補助制度を創設したところであり、引き続き観光関係者と連携して対応していきます。	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課、国際観光課)
1-4 日本遺産を活用した広域観光誘客の推進について 【三朝町】	継続	県	日本遺産を活用した観光誘客の取組に対する継続した支援と、とっとり日本遺産ネットワーク会議における関係者・団体の連携、協力について、強力なリーダーシップによる活動の推進をお願いします。	令和4年5月に組織した、とっとり日本遺産ネットワーク会議による情報発信や誘客促進等の取組を進め、県内4地域の日本遺産の連携した活用を図っているところです。また、現在認定継続審査中の三朝町の日本遺産については、着実に継続認定となるよう県と三朝町と情報共有等の連携を深め、さらには国内外への情報発信や誘客促進など日本遺産の価値向上に向けて努めてまいります。	輝く鳥取創造本部 (観光戦略課)
1-5 中部の県立高校の魅力化について 【北栄町】	継続	県	高校進学時に中部地区外への流出が見られることから、中部の県立高校においても、高校選択の決め手となる「高校毎の」魅力化を進めていただきますようお願いいたします。 昨年の回答では、農業教育→倉吉農高、バカロレア教育→倉吉東高はわかりますが、中央育英高校や倉吉総合産業高校、倉吉西高は具体的に何が特色なのかを明確にお願いします。 県外生の受け入れに当たっては、学生寮の設置や下宿の受け入れ先など様々な選択肢が考えられることから、県立高校の責任として、県が自治体と連携しながら進めていただくようお願いいたします。	倉吉農業高校ではICT技術を導入した先進的な農業教育を取り入れるための施設設備の整備を行っているほか、倉吉東高校では世界に通用する論理的思考力や表現力、コミュニケーション能力などが身に付けられることで国内外から高い評価を得ている国際バカロレア教育を導入するなど、県内外の中学生にアピールできるような高校づくりにも取り組んでいるところです。 倉吉総合産業高校では、地域との連携・交流による実践的な工業、商業、家庭分野の学びや学科を超えた総合選択制による学びをとおして、ものづくりの大切さや創造する喜びを体験し、望ましい勤労観・職業観を身に付け、地域の産業界を支える人材の育成を目指しています。 倉吉西高校、鳥取中央育英高校においても、地元企業や地域との連携を生かした地域課題解決型の探究学習に取り組むほか、チームを立ち上げ、地元自治体と学校が一緒になって魅力化・特色化を図る動きがあります。 また、以前より私立高校と提携し、同校の学生寮を県立高校の生徒の受け入れ先としているところですが、令和7年度入試から中部地区の県立高校全校を県外生徒募集校としたところであり、県と地元自治体で連携し、さらなる住環境確保に向け検討を進めていく予定です。 今後も、県内外から生徒が集まるよう地元自治体の御協力もいただきながら高校の魅力化に積極的に努めてまいります。	教育委員会 (高等学校課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
2-1 山陰自動車道「北条道路」の整備促進について 【倉吉市、北栄町、三朝町】	継続	県・国	<p>「北条道路」については、国土交通省から令和8年度の開通が示されたところではあります。早期の全線開通に向け、国と県が協調していただき、本線の整備はもとよりインターチェンジやジャンクション整備の促進をお願いします。</p> <p>喫緊の課題である事故多発交差点の立体交差化による交通安全対策事業をはじめ、「北条道路」の一日も早い供用開始を国等に強く働きかけていただきますようお願いいたします。</p> <p>高規格道路へのアクセス道路（大栄ICや弓原ハーフIC等）の早期供用をお願いします。</p>	<p>①「北条道路」の整備促進、早期供用</p> <p>山陰道（北条道路）は令和8年度開通予定が公表されていますが、本線軟弱地盤対策施工による周辺町道の変状や予見できない軟弱層や地中障害物（転石等）などへの対応が新たに必要となりました。今後、開通時期に与える影響を注視しながら、引き続き整備促進を国に働きかけていきます。</p> <p>②高規格道路へのアクセス道路の整備について</p> <p>大栄IC（仮称）へのアクセス道路である（主）倉吉由良線（北栄工区）については、令和元年度に事業着手しており、北条倉吉道路の弓原ハーフIC（仮称）の整備とともに、山陰道「北条道路」の事業主体である国土交通省と連携を図りながら整備促進に取り組みます。</p>	県土整備部 (道路企画課、道路建設課)
2-2 国道313号地域高規格道路「北条湯原道路」の整備促進について 【倉吉市、北栄町、三朝町】	継続	県・国	<p>「北条湯原道路」は、中部地区にとって高速道路を補完し、高速交通ネットワークを構築する最重要路線であり、早期全線供用開始が図られるよう次のとおりお願いします。</p> <p>(1) 倉吉道路の残区間（L=0.8km）及び倉吉関金道路（L=3km）の令和7年3月の確実な完成と供用開始</p> <p>(2) 山陰自動車道「北条道路」と接続する「北条JCT」の整備促進</p> <p>(3) 倉吉関金道路Ⅱ期区間の事業着手、並びに犬狹峠道路との接続区間を整備区間へ昇格及び事業化の促進</p>	<p>①倉吉道路の残区間及び倉吉関金道路1期区間（倉吉小鴨IC～倉吉南IC：L=3.8km）については、令和7年3月の供用を目指して改良・舗装・安全施設工事等を推進します。</p> <p>②「北条JCT（仮称）」については、山陰道「北条道路」の事業主体である国土交通省と連携を図りながら、整備促進に取り組みます。</p> <p>③倉吉関金道路2期区間（倉吉南IC～関金町大鳥居：L=4km）については、当該区間の早期工事着手に向けて、地元関係機関と調整しながら設計や調査等を推進します。また、犬狹峠道路との接続区間については、2期区間の事業進捗状況を踏まえて、今後検討していきます。</p>	県土整備部 (道路企画課)
2-3 国道179号はわいソバイパスの整備促進について 【倉吉市、湯梨浜町、三朝町】	継続	県・国	<p>国道179号の湯梨浜町田後から山陰道「北条道路」のはわいICに接続する国道179号はわいソバイパスの整備について、中部圏域の経済・観光・文化等の振興による地方創生を進めるため、また交通集中の分散、緊急車両通行の円滑化のため、国土交通省から令和8年度の開通が示されたところではあります。令和7年3月には待望の県立美術館が開館され、県内外からの交流人口の増加が見込まれておりますので、可能な限り早期に供用開始できるよう整備促進をお願いします。</p> <p>慢性的な渋滞や交通事故の発生などの課題解決に向けて、道路整備にあたっては、地元意見を十分に踏まえながら進めていただきますようお願いいたします。また、施工区間は地域住民の生活道路となっており、施工に際しては、十分な安全対策をお願いします。</p>	<p>国道179号の湯梨浜町田後から山陰道「北条道路」のはわいICへ接続する国道179号はわいソバイパスの整備については、令和元年度に事業着手しており、山陰道「北条道路」の事業主体である国土交通省と連携を図りながら整備促進に取り組みます。</p> <p>地域の課題解決に向けた道路整備については、地元の意見を十分に踏まえながら進めていきます。また、施工にあたっては地域住民の安全に配慮し、必要な対策を実施します。</p>	県土整備部 (道路企画課、道路建設課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
3-1 バス利用環境の整備について 【倉吉市】	継続	県	<p>社会資本整備総合交付金等の活用を視野に、学生や高齢者、観光客等にとって利便性・快適性の高い公共交通ネットワークの構築に向け、県が主導し、次期計画にバス停留所の待合環境や交通結節点の機能を兼ね備えた拠点整備等の方針を示すような取組をお願いします。</p> <p>県道沿いの学校、病院、スーパー等の施設の最寄りのバス停や利用者の待合環境が整っていないバス停について、定期的に利用状況等を確認し、計画的に上屋及びベンチ等の設置、修繕をお願いします。</p> <p>(上屋及びベンチの設置を検討する具体的なバス停名)</p> <p>福吉町(下り、県道)、西倉吉(日ノ丸)(上り、下り、県道)、山口(上り、県道)</p> <p>市町村が行うバス停留所の利用環境整備に対し、市町村交付金以外の新たな県独自の支援制度の創設をお願いします。</p>	<p>バスの待合環境や交通結節点の機能整備等の方針を決めるにあたっては、まずは地元自治体での主体的なまちづくりの検討が重要です。</p> <p>また、社会資本整備総合交付金を活用するにあたっては、地元自治体が策定する立地適正化計画等のまちづくり計画において、公共交通の利活用を位置づけることが要件となっています。</p> <p>持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け、交通事業者、中部地域の各市町、県等で構成する中部地域公共交通協議会において、次期中部地域公共交通計画の策定作業を進めていますので、各市町のまちづくりの考え方との整合性を図りながら、県も一緒になって拠点整備のあり方を検討します。</p> <p>県が管理している既設のバス停上屋及びベンチについては、今後も引き続き県が管理していきたいと考えており、必要に応じて修繕等を行います。</p> <p>県管理外のバス停の整備にあたっては、市町村創生交付金のほか、令和3年度に、新たにバス利用者にとって円滑で快適な待合・乗継ができるよう、バスロケーション情報等を提供するサイネージを設置する商業・観光・福祉施設等のバス停周辺施設と連携したバス待合所を整備する市町村を支援する制度を創設しています。また、国においても、令和6年度から新たに社会資本総合整備交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」を創設し、バス停留所の整備も対象となっています。</p>	<p>県土整備部 (道路企画課)</p> <p>輝く鳥取創造本部 (交通政策課)</p>
4-1 非常時の給水確保について 【湯梨浜町】	新規	県	<p>各市町村が、非常時の断水等に備え、備蓄品等の見直しを今後実施することが想定されます。それに際し、新たな保管場所の確保などが必要となれば、大きな財政負担となりますので、非常時の給水確保に必要な備蓄品の整備について、財政支援の制度化をお願いします。</p> <p>また、能登半島地震規模の災害を想定した場合に、各自治体の備蓄品や人的体制では、給水確保が大変難しい状況です。その課題に対応するためには、県内外での広域連携が必要不可欠となります。備蓄品の共同購入・使用や、人的支援の連携方法など、その具体的な検討を県が主導して実施していただきますようお願いいたします。</p>	<p>非常時の給水確保に必要な備蓄品の整備に係る財政支援の制度化については、5月25日に知事から斉藤国土交通大臣へ直接要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p> <p>また、備蓄品の共同購入・使用については、本県が設置している水道広域化・共同化検討会において圏域毎に意見交換を進めてみたいと考えています。人的支援の連携方法については、(一社)日本水道協会の全国支援スキームを活用していきます。</p>	<p>生活環境部 (水環境保全課)</p>
4-2 緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債の継続について 【三朝町、琴浦町】	新規	国	<p>緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債を恒久化もしくは事業期間を延長していただくよう国に働きかけていただきますようお願いいたします。</p>	<p>緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債については、恒久化や対象事業の更なる拡大、要件緩和など、起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図るよう令和6年7月11日に国へ要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>	<p>県土整備部 (河川課)</p>

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
4-3 体育施設の避難所に対応するための財政支援について 【琴浦町】 《重点要望項目》	新規	県・国	学校等の体育施設の新・増築については公立学校施設整備費負担金など、国による財政措置がありますが、雨漏り修繕やLED照明改修など避難所として環境を整える支援ではありません。災害対策として県の財政支援並びに国へ支援制度創設の働きかけをしていただくようお願いいたします。 猛暑対策として冷房設備の助成制度の創設に対する働きかけをお願いいたします。	学校施設環境改善交付金のうち長寿命化改良事業などで、学校の体育館の雨漏り修繕やLED照明改修が補助対象に含まれるほか、スポーツ施設のLED化も補助対象となっています。 加えて、全国都道府県教育委員会連合会から国に対して、地方公共団体が設置する体育・スポーツ施設の充実や長寿命化、バリアフリー化を加速できるよう、財政支援の拡充について要望を行っているところです。 また、特に猛暑が続いている昨今、避難所に指定されている学校体育館等への空調整備の必要性が高まっているため、国においても学校施設環境改善交付金（補助率1/3）について、屋内運動場に空調を新設する場合は時限的に、令和7年度まで補助率の嵩上げ（補助率1/2）を行っています。 さらに、市町村が指定避難所となる公共施設の空調設置等の施設整備の財源に緊急防災・減災事業債を充当する場合は、県は市町村負担額の一部を補助する避難所公立学校体育館環境整備補助金も設けているところです。	危機管理部 （危機管理政策課） 教育委員会 （教育環境課）
4-4 緊急防災・減災事業債の継続と拡充について 【琴浦町、中部ふるさと広域連合】	継続	国	国において「緊急防災・減災事業債」を恒久化もしくは事業期間を延長していただくよう国に働きかけていただきますようお願いいたします。 本起債の対象事業について、既に広域化されている場合であっても、防災拠点の再整備あるいは機能強化として行う消防庁舎の建替えや増改築についても対象としていただくよう国に働きかけていただきますようお願いいたします。	近年毎年のように全国各地で大規模自然災害が相次ぎ、激甚化・頻発化している中、地方公共団体が引き続き防災・減災対策を長期にわたって着実に推進するためには「緊急防災・減災事業債」が地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっていることから、対象事業の更なる拡大及び要件緩和など起債制度の拡充を含めた確実な財源措置を行うとともに、さらに措置期間の延長を行い、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ることについて、引き続き国に対して働きかけていきます。	危機管理部 （消防防災課）
4-5 治山・砂防堰堤流末以降の水路整備に対する支援について 【三朝町、琴浦町】	継続	県・国	堰堤整備事業で整備可能な範囲は理解していますので、下流断面が整備断面より小さい場合を対象として、既設水路の改修に必要な整備費用の支援をお願いします。 新たな補助制度の創設に向け、国に対し働きかけをお願いいたします。	堰堤取付水路より下流の水路部分は市町が管理主体となる普通河川である場合が多く、この場合、市町が事業主体となる「緊急自然災害対策事業債」の適用が可能です。 引き続き、国に対して制度の継続・拡充を求めています。	県土整備部 （治山砂防課）
5-1 広域的な除雪体制の構築について 【琴浦町】	新規	県	鉄道事業者や道路管理者間での調整を図っていただく等、広域的な除雪体制の構築をお願いします。 除雪請負業者の負担軽減を図るため、委託路線の見直し等、琴浦町への県道委託路線の軽減を検討いただきますようお願いいたします。例えば、現在県道大栄赤碕線（琴浦町槻下～赤碕）では、東伯・赤碕各1台を作業に充てていますが、赤碕方面1台は臨港道路を含め県道委託分のみの作業となっています。この路線だけでも減とし、他の路線に振り替え、負担軽減を図っていただきたいと考えます。	鉄道事業者や各道路管理者（国、県、市町）での除雪体制の調整については、除雪対策会議等により除雪体制・連絡体制の確認を行っています。 県道大栄赤碕線など、幅員が狭く大型除雪車での対応が困難な路線については、町道と県道を一体的に除雪するほうが効率的であることから、毎年、町と県が調整し、受委託路線を決定しています。今後も、町と県にとって効率的な除雪体制となるよう調整します。	県土整備部 （道路企画課）

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
6-1 海岸漂着物処理委託事業に係る予算確保について 【北栄町】 《重点要望項目》	新規	県	海岸漂着物処理委託事業の継続と、現行水準以上の予算確保をお願いします。	海岸漂着物の処理については環境省の補助事業を活用して、市町村へ補助を行っています。市町村によっては事業費の過不足が生じていることから、令和5年度から実績に応じて柔軟に市町村間の予算流用手続きを実施しており、引き続き、海岸漂着物処理に必要な予算の配分に努めます。また、国に対しても予算確保を要望していきます。 なお、洪水、台風等の災害により海岸に漂着した流木等の処理については、採択基準を満たす場合は国の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を活用して別途対応していきます。	県土整備部 (河川課)
6-2 海岸の侵食対策について 【北栄町、琴浦町】	継続	県・国	現在のサンドリサイクル事業を河口閉塞対策と併せて実施し、更に必要な護岸工事等も行うことにより、海岸線の維持・回復を図るための抜本的な対策をお願いします。 国による天神川の総合的な土砂管理計画の早期策定に向けてご協力をいただくとともに、計画の進捗状況及び公表、海岸侵食対策の支援について国等へ働きかけていただくようお願いいたします。 同一流砂系を一体と捉えた対策の調査・支援をお願いします。	河口閉塞対策として、必要に応じて河口浚渫を実施しており、その浚渫土は隣接する海岸にサンドリサイクルしています。今後も現地の状況を見ながら、サンドリサイクル事業を主体として海岸侵食対策を実施していきます。 天神川については、国による天神川の総合的な土砂管理計画の策定・公表に向け、令和4年度から国・県・市町による協議会を設置して検討を始めており、引き続き、関係機関と連携しながら取り組んでいきます。 また、県が行うサンドリサイクルなどの海岸侵食対策については、国土保全の観点から、国に対して財政的支援を引き続き求めていきます。	県土整備部 (河川課)
7-1 焼却施設撤去費の財政支援について 【琴浦町】	新規	県・国	焼却施設の撤去にかかる現行の財政措置については、循環型社会形成推進交付金がありますが、撤去に合わせて新設を行う場合に限られています。焼却施設の撤去費について、県の財政支援、または国に対して財政措置の拡充や支援制度創設の働きかけをお願いします。	御要望いただいた社会体育施設（総合運動公園）や学校施設に設置してある焼却炉の撤去については、公共施設等総合管理計画に位置づけた上で、公共施設等適正管理推進事業債（除却事業）の活用が可能です。 なお、学校施設については、全国都道府県教育長連合会を通して、児童生徒の安全確保の観点から、公立学校施設内の旧焼却施設に係るものを含め、汚染の調査、除去等の対策費に係る財源支援措置について国へ要望しているところです。	生活環境部 (循環型社会推進課) 教育委員会 (教育環境課)
8-1 学校給食費の無償化について 【琴浦町】	継続	県・国	県内でも各自治体が独自に軽減策を実施しているところですが、鳥取県として一定の助成について検討をお願いします。 学校給食の質を確保する意味においても、無償化について引き続き国への働きかけをお願いします。	子育て世代である小・中学生の保護者の経済的負担を軽減するため、全国一律の包括的な学校給食費の負担軽減の仕組みづくりを進め、具体的な施策を示すとともに、必要な財源措置を行うよう、7月11日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。	教育委員会 (体育保健課) 子ども家庭部 (子育て王国課)
9-1 世界で活躍するスポーツ選手への支援拡大について 【三朝町】	新規	県	未成年の選手が国際大会に参加する際、少なくとも保護者1名分の遠征費用についても支援の対象としていただくよう、制度の見直しをお願いします。	現在は、本県のトップアスリートが国際大会に出場する場合等において、選手本人及び指導者の遠征費を支援しており、令和5年度からはオリンピックや国民スポーツ大会の競技種目以外についても支援対象としたところです。 一方、選手が未成年者であってもコーチ・監督等指導者が引率・帯同する場合においては、保護者の帯同が必要不可欠とはいえないため、保護者は旅費支援の対象外としています。 今後、保護者への旅費支援については、妥当性、公平性、範囲、条件等を総合的に検討した上で、必要であれば見直しを行いたいと考えます。	地域社会振興部 (スポーツ課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
10-1 鳥取県医療的ケア児等支援センターの機能強化について 【倉吉市】	新規	県・国	特に保育施設等における医療的ケア児への支援体制を充実・強化するため、鳥取県医療的ケア児等支援センターを核として、支援センターに登録された在宅看護師の紹介制度や関係機関との調整等、看護師確保のためのさらなる連携強化をお願いします。	鳥取県看護協会が運営している看護師等無料職業紹介所（鳥取県ナースセンター）やハローワーク（国・県）があることから、鳥取県医療的ケア児等支援センターに看護師の登録制度は設けていませんが、訪問看護ステーションや既に看護師を配置している保育所等などの状況を把握し、その情報を提供したいと考えています。 また、人材確保のための事業として、啓発活動や事業所見学による県内の看護学生等へのPR、在宅支援に関わる看護師等を対象とした医療的ケアの技能並びに在宅支援に関する研修を実施しており、今後も継続して実施していきます。	子ども家庭部 （子ども発達支援課）
10-2 季節性インフルエンザ予防接種の定期接種（B類疾病）の対象者拡大について 【倉吉市】	継続	国	毎年発生する季節性インフルエンザの発病を一定程度予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関して一定の効果があるとされている季節性インフルエンザ予防接種について、定期接種（B類疾病）の対象者を16歳未満にも拡大するよう、国に働きかけていただきますようお願いいたします。	小児のインフルエンザワクチンについては、国の専門委員会において、ワクチンの有効性等に関する研究を継続しており、定期接種化の検討を進めるよう国へ要望しているところです。	福祉保健部 （感染症対策センター）
10-3 带状疱疹ワクチン接種費用の助成及び定期接種化について 【倉吉市、琴浦町】	継続	県・国	带状疱疹ワクチンの定期接種化については、現在、国の厚生科学審議会において、慎重に議論が進められていると言われていますが、予防のためのワクチン接種費用が高額であることから、多くの方が安心して接種ができる環境を整えるため、带状疱疹ワクチンの定期接種化が早期実現するよう国等に強く働きかけていただきますようお願いいたします。 带状疱疹のワクチン接種を希望する人へ任意接種費用の助成を行うよう、国等に強く働きかけていただきますようお願いいたします。	带状疱疹ワクチンについては、現在、国の専門委員会において、期待される効果や導入年齢等の検討等、定期接種とすることに関する議論が行われています。 県としては、当該ワクチン接種により、疾病の予防効果が期待されることから、定期接種化について、引き続き国へ要望していきます。	福祉保健部 （感染症対策センター）

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
10-4 重度の強度行動障がいのある人の県内施設受入先の確保について 【琴浦町】	継続	県	<p>現在、重度の強度行動障がい者が一時的に使用している、老朽化した町営住宅の解体を進める必要があるため、町が受入先施設の選定に必要な情報として、施設入所待機者の実人数の情報提供と、強度行動障害支援者養成研修等を受講されるなどして、受入体制の整った事業所の公表をお願いします。</p> <p>重度の強度行動障がい者の在宅での生活支援は、環境整備や経費負担等において容易な事ではありません。受入先施設を確保するために、施設が重度の強度行動障がい者を受け入れるための体制を整えることについて、引き続き支援をお願いします。</p> <p>重度の強度行動障がい者が、施設入所ができないために、やむを得ず在宅での生活支援を受ける場合の人的支援や予算措置など、支援体制の構築をお願いします。</p> <p>入所施設において慢性的な人材不足の現状がある中、人材の育成や確保をするための予算措置をお願いします。</p>	<p>障がい者の福祉サービス利用にあたっては、本人が安心して自分らしい暮らしができるかどうか、ということをもまず重視して施設入所ありきでなく検討していただきたいと考えますが、施設入所待機者や受入体制といった事業所の情報につきましては、検討の過程でご相談いただければ、県が知り得る情報についてご提供したいと思います。</p> <p>強度行動障がい者への支援については、平成22年度から、受入施設における手厚い支援が可能となるよう、法定報酬とは別に、必要となる人件費に対する支援を市町村と協調して実施しています。</p> <p>また、令和4年度からは、強度行動障がい者の受入に必要な施設整備や改良への助成を行っており、令和6年度6月補正予算においては施設のユニット化を行う場合の補助限度額を拡大することとしています。加えて、強度行動障がい者の在宅生活、地域生活を支える訪問系サービス提供事業者への支援、強度行動障がい者が障害福祉サービスの体験利用を行う際の環境適応のために必要な経費への助成を市町村と協調して行うなど、ハード、ソフトの両面から強度行動障がい者の受入体制強化に取り組んでいるところです。</p> <p>さらに、令和5年度から県内の強度行動障がい児者とその家族が安心、安定した生活を送ることができるよう、市町村及び関係機関と連携した支援体制を構築し、現在障害福祉サービスの安定的な利用ができていない在宅の強度行動障がい児者を主な対象として、支援ノウハウを持つ指導者のバックアップの下、支援事業者が課題行動の軽減のための環境調整や、よりよい支援方法の検証等を行うことで、サービスの安定的な利用等につなげていく取組を進めています。</p> <p>併せて、地域における中核的な人材を確保していくため、実践的で高度な支援方法等を学ぶための県独自研修を実施するとともに、同研修の受講者に対して受講奨励金を支給しています。</p>	福祉保健部 (障がい福祉課)
11-1 介護認定システムの標準化に係るシステム移行の財源の確保について 【湯梨浜町】 《重点要望項目》	新規	国	<p>令和7年度末に移行が間に合わないシステムについて、翌年度以降でも国の支援が受けられるよう、国への強い働きかけをお願いします。</p> <p>国から交付される補助金について、総額内であれば各事業間の流用を可能にするなど、弾力的な運用を認めていただくよう、国への働きかけをお願いします。</p> <p>所要額報告後、事業者との協議・精査した際に追加で必要となった移行費用についても、事業期間内であれば、国による全額の補助金交付を確実としていただくよう、国への強い働きかけをお願いします。</p> <p>標準化した個別の基幹業務システムに係る移行経費だけでなく、ランニングコスト等についても、一定期間支援していただくよう、国に働きかけをお願いします。</p>	<p>令和7年度末までの移行が困難となったシステムについても、確実に移行に係る国の財政措置が受けられるよう市町村の声を国へ伝えました。</p> <p>また、システムやネットワーク回線の移行・構築に係る経費に限らず、ガバメントクラウド利用料など、標準化により新たに継続的に発生する運用費用についても、確実な財政措置を講じるよう令和6年7月11日及び22日に国へ要望を行いました。</p> <p>今後も引き続き、地方自治体が自己負担の増加を余儀なくされないよう、国に対して働きかけていきます。</p>	政策戦略本部 (デジタル基盤整備課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
11-2 自治体標準システム基盤となるガバメントクラウドの運用支援について 【琴浦町】	新規	国	ガバメントクラウドの利用料について、令和5年度及び令和6年度においては、検証事業として国が全額負担することが通知されています。 法律により、標準準拠システムの移行を義務として、また、ガバメントクラウドの利用を努力義務として自治体に対応を求めるとすれば、国の責任において費用負担すべきであると考えられるため、ガバメントクラウド運用に係る財政支援を継続するよう、国への強い働きかけをお願いします。	システムやネットワーク回線の移行・構築に係る経費に限らず、ガバメントクラウド利用料など、標準化により新たに継続的に発生する運用費用についても、確実な財政措置を講じるよう令和6年7月11日及び22日に国へ要望を行いました。 今後も引き続き、地方自治体が自己負担の増加を余儀なくされないよう、国に対して働きかけていきます。	政策戦略本部 (デジタル基盤整備課)
11-3 光ファイバー等施設の保守管理や設備の更新に係る支援制度の創設について 【琴浦町】	新規	国	永続的に行政サービスを行っていくためには、光ファイバ網の張り替えや機器更新は必須であり、その維持費が自治体にとって大きな負担となります。これについて、支援制度を創設いただくとともに、国への強い働きかけをお願いします。 光ファイバ網の民間移行について、「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」が策定されていますが、機器整備に係る費用面の支援のほか、移行計画策定時からの専門家派遣等に対する支援制度の創設を国への強い働きかけをお願いします。	公設の光ファイバ網設備の更新・維持管理費について、必要な財政的支援を恒久的に行うよう国要望を行いました。 また、光ファイバ網の民間移行にあたり、民間企業から移行受け入れの条件とされる設備等の高度化に係る経費についても、国支援制度を創設するよう令和6年7月11日に国に要望を行いました。 今後も引き続き、情報通信インフラに係る自治体への支援を充実するよう、国に対して働きかけていきます。	政策戦略本部 (デジタル基盤整備課)
11-4 自治体情報セキュリティ対策に係る運用費等の財政支援について 【湯梨浜町】	継続	県・国	デジタル化による安定した住民サービスの維持とともに、自治体の情報セキュリティ対策を継続的に実施していくため、情報通信設備・各種機器の更新及び運用に関する支援について、引き続き国等に強く働きかけていただきますようお願いいたします。	県内自治体の情報セキュリティ対策に係る支援については、これまでも鳥取県自治体ICT共同化推進協議会(セキュリティソリューション部会)を通じて、県内各市町村の意見も伺いながら自治体情報セキュリティクラウドを構築し、県内全団体のセキュリティレベル向上やコスト削減を実現してきたところです。 自治体情報セキュリティ対策に係る設備・機器の更新及び運用に関する課題や対応策、国支援の働きかけ等についても、引き続き部会等での議論も踏まえながら検討していきます。	政策戦略本部 (デジタル改革課)
12-1 鳥取県鳥獣被害総合対策事業補助金の柔軟な予算対応及び交付要件の拡充について 【倉吉市】 《重点要望項目》	新規	県	被害を受けた農業者が年度中途での補助申請が可能となる等、迅速に事業を活用できるよう補正対応等による柔軟な対応をお願いします。 個人の農業者の営農意欲の維持・向上を図るため、個人の農業者でも事業を活用できるよう交付要件を拡充をお願いします。	侵入防止柵の整備要望が年度中途にあった場合でも、既定予算の配分変更で臨機応変に対応していますので、要望がある場合にはご相談ください。 なお、予算が不足する場合には、補正予算を検討します。 県事業は、国事業の3戸以上、費用対効果が1.0以上等の要件を満たさない場合を想定し、条件を緩和して支援しているものです。侵入防止柵の整備に当たっては、効率的な被害防止効果の発揮や投資効果を考え、原則として2戸以上での取組を条件としているところです。 なお、経営規模が比較的大規模な認定農業者、認定新規就農者、2戸以上が困難な小規模高齢化集落の農業者等については、例外的に個人への支援を行っています。 また、被害防止計画を策定した市町村が、侵入防止柵の整備に係る経費を負担する場合、8割の特別交付税措置があるので、これ以上の支援については、それぞれ市町村の実情に応じて市町村独自の支援をご検討ください。	農林水産部 (鳥獣対策センター)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
12-2 松くい虫防除に係る費用の負担について 【北栄町】	継続	県・国	特別伐倒駆除の費用負担について、国に強く働きかけていただきませうお願いします。	松くい虫防除対策は、公益性の高い森林や保全が必要な森林などに限定して伐倒駆除などを実施しています。今年度も被害状況を考慮した上で、必要な対策に係る予算の確保に努めます。 また、年度内に「森林病虫害等防除事業関係担当者会議」の開催を予定しており、持続可能な被害対策のあり方について検討します。	農林水産部 (森林づくり推進課)
12-3 農業資材・飼料価格等の高騰対策について 【琴浦町】	継続	県・国	賃上げが伴わない物価高騰が長期化することが見込まれることから、県当初予算に加えて適宜、情勢に応じ、市町村と協議・協調の上、住民生活への支援策を講じていただくようお願いします。 県内の1次産業の物価高騰支援について、長期化するエネルギーや原材料の高騰に対する支援を販売価格とコストを把握の上、適宜、継続していただきますようお願いします。また、鳥取県全体の地域経済の回復のため、県と市町村の連携による消費喚起施策を積極的に講じていただきますようお願いいたします。 農業の肥料・飼料については、国の肥料価格高騰対策による支援がありますが、資材や農薬、特にビニールやハウス資材などの急激な価格高騰について激変緩和になるような支援について、強く国へ働きかけていただきますようお願いします。また、面積拡大のための新規取得ではなく、今ある施設の補修などについても支援できる制度の検討をお願いします。 自治体ごとに異なる産業構造に応じたきめ細かな支援が可能となる財源の確保について、強く国へ働きかけていただきますようお願いします。	長期化する物価高騰に対して、地域・産業ごとの実情に応じた息の長い取組を地域が主体的かつ継続的に進めていくためには、安定的な財源確保が必須であるとともに、円安の影響で疲弊した地域経済の立て直し、引き続き厳しい状況にある幅広い事業者や生活困窮者への支援が急務となっています。 このため、安定的な財政運営に必要な一般財源及び地方交付税総額を確保するとともに、「デジタル田園都市国家構想事業費」を拡充・継続し、地方財政計画において必要な措置を行うこと、「デジタル田園都市国家構想交付金」について柔軟な制度設計とすること、「重点支援地方交付金」について今後も機動的に所要の措置を講じること、情勢に応じ各種価格高騰抑制措置を継続することなどについて令和6年7月11日に国へ要望を行いました。 今後も引き続き、全国知事会等と連携して国に対して働きかけていきます。 また、燃油や肥料・飼料、その他の生産資材等の価格高騰が続き農家等の経営に大きな影響を及ぼしていることから、価格高騰対策や肥料等の国産化に向けた支援策を行うよう令和6年7月11日に国へ要望を行いました。 なお、「ハウス強靱化による施設園芸加速化対策事業」において、事前に自然災害に備えて野菜・花き、果樹用の既存のパイプハウスの補強に対する支援を行っていますので、活用の働きかけをお願いします。 消費喚起施策としては、食による県外や国外からの誘客を中心とした食の魅力発信等を推進するブランド戦略「食パラダイス鳥取県」を本格展開しています。 「食パラダイス鳥取県」推進の一環として、県外観光客の誘客受入体制整備や地域経済の活性化を目的に県内3ヶ所で開催する旬の県産フルーツを使ったスイーツフェスタや県内の飲食店等における食コンテンツ（海鮮料理、鉄板料理等）の情報発信を行いますので市町村におかれましては広報等の御協力をお願いします。	政策戦略本部 (企画課) 農林水産部 (農林水産政策課、畜産振興課、食パラダイス推進課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局	
13-1	とっとりビジネス人材移住支援事業の活用について【湯梨浜町】	新規	県	とっとりビジネス人材移住支援事業が県中部への移住促進と経済活性化に寄与するよう、中部圏域内の多くの企業が、対象要件である「求人紹介サイト」に登録されることが必要であり、湯梨浜町としても中部圏域内企業のサイト登録を推進していきますが、鳥取県としても市町と連携したサイト登録の働きかけを行うとともに、東京圏のビジネス人材に訴求力の高いサイト運営となるよう積極的な改善をお願いします。 同事業は、移住支援金の支給要件として、県が取り組むプロフェッショナル人材事業を利用して就業した者も支給対象に加えています。湯梨浜町もデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生タイプ）の対象として同趣旨事業に取り組んでおり、その支援を受けて利用したものを支給対象に加えるなど市町村事業との連携を積極的に検討していただくようお願いします。	鳥取県としても、県内市町と連携して「求人紹介サイト」周知や県内企業へ本サイトへの求人登録に係る企業の負担軽減を図るなど、登録促進を進めて参りました。引き続き県内企業への制度の説明及び本サイトの周知を行っていくとともに、今年度は本サイトのシステム再構築により、サイトの視認性や操作性を向上させ、全国的に最も多くの求職者が利用するサイトにも連携するなど、本サイトのさらなる利活用を促します。 とっとりビジネス人材移住支援事業は国のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生タイプ）を活用して行う事業であり、本県は国の定めた要件に基づき運用しています。その対象者は市町村が定義する「関係人口」も含まれるなど幅広く定められています。 ご要望の事業の対象者を移住支援金の支給対象とできないか、町と検討していききたいと思います。	輝く鳥取創造本部 (人口減少社会対策課)
13-2	建設・土木人材の育成・確保について【琴浦町】	新規	県・国	この課題への対応については、業界の魅力化向上や担い手対策など、以前より取り組んでおられることと思います。つきましては、建設業が若者にとって魅力ある業種となるように、今まで以上に実効性のある取組を推進すべく国に働きかけを行っていただきますようよろしくお願いいたします。また、県独自の取組についてもご検討いただき推進いただきますようお願いします。	昨年度、土木部門の専門人材の養成について国への要望を行ったところです。 本県では、平成29年に産官学が連携して「鳥取県建設分野担い手確保・育成連携協議会」を設置し、地域の社会経済活動を支える建設産業を持続的に発展させていくために必要となる人材の確保・育成に向けて、若年層へ向けた魅力発信、専門高校生や既就労者へ向けた技術力向上及び資格取得支援を継続して実施しています。さらに、鳥取大学浜坂キャンパスの建設技術実証フィールドにおいて、建設DXの演習等を通じて県内企業への先進技術の導入定着とそれを担う人材の育成を進めるとともに、先進技術に触れる体験学習等を対象とする学校を拡大しながら若年層へ向けた魅力発信を進めています。今後もこうした県独自の取組を継続し、官民の土木専門人材の確保・育成を推進していきます。	県土整備部 (県土総務課、技術企画課)
14-1	天神川流域下水道維持管理負担金の軽減について【倉吉市】	継続	県	天神浄化センターの維持管理費の低減に努めるとともに、当初計画により過大となった県資本費部分を県も負担していただくことにより、周辺市町が負担している維持管理負担金のうち、資本費回収単価の引き下げをお願いします。	天神浄化センターは、昭和58年度の操業開始以来、流域市町の御意見を伺いながら運営しております。 令和2年度に策定した経営戦略においては、人口減少（流入汚水量の減少）による減収が見込まれる中、経費削減に努めることで令和12年度までは現行の負担金単価を維持したいとしておりますが、昨今の燃料・物価・人件費等の高騰の影響を踏まえれば、逆に単価引き上げの検討が避けられない状況にあると考えております。 なお、資本費については、平成6年度以降の度重なる協議の結果、平成13年度から起債償還金の元金及び利息相当額を、平成19年度からは建設当初に遡って全ての資本費を流域市町からの回収対象とする旨合意しており、引き続き、合意した内容に基づき負担をお願いします。	生活環境部 (水環境保全課)

項目	区分	要望先	要望内容	回答	担当部局
14-2 空家対策支援の拡充について 【琴浦町】	継続	県・国	<p>空家の所有者とその相続人が不存在の特定空家に対しては、町が略式代執行を行うこととなります。琴浦町では、令和元年度に1件、令和4年度に1件の略式代執行を行っており、令和6年度には2件の略式代執行を行う計画となっています。鳥取県中部の他市町でも略式代執行が見込まれます。</p> <p>国費と県費の補助金と町費を財源にしていますが、除却工事にかかる実際の費用に対し、補助金額の基準となる床面積当たりの単価が低いため、町の負担が大きく財政を圧迫しています。つきましては、鳥取県全体の特定空家への対策を推進するため、略式代執行に対する国費と県費の補助制度の更なる拡充をお願いします。</p>	<p>国としての特定空家等の除却工事に係る補助金額の基準単価は、社会情勢等に照らし毎年度拡充等されており、令和6年度は木造建築物について前年度から0.1万円/m²加算され3.2万円/m²に改定されたところです。</p> <p>なお、略式代執行に対する補助制度の拡充については、令和4年度に国に対し要望を行い、令和5年度から国費による支援が対象経費の1/2に拡充され、また国費支援の拡充に合わせ県費による支援も1/4に拡充し、市町村負担の低減を図ったところですが、今後の略式代執行等の実施件数増加により、なお市町村には大きな負担が発生する実情を鑑み、国に対し令和6年7月18日に課題対策の検討を要望しました。</p>	輝く鳥取創造本部 (中山間・地域振興課)